

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等

規 制 の 名 称 : セルフ給油取扱所において給油作業等の監視等を代替する
AIシステムの導入を可能とする規定の追加

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油作業等の監視及び制御を代替する条件付自動制御装置の導入を可能とする緩和措置であり、また、システムを導入するかは事業者が選択可能なことから、負担の合計は年間 10 億円未満と推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取引所（以下「セルフ給油取扱所」という。）において、係員による給油作業等の監視及び制御（以下「給油作業等の監視等」という。）を代替する条件付自動制御装置（以下「AI システム」という。）を一定の条件下で導入可能とする規定を追加する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 過疎地域における人口減少を背景として、給油取扱所の人手不足と、それに伴う地域のエネルギー供給の安定性確保が課題となっており、その解決方法の一つとして、セルフ給油取扱所における顧客の給油作業等の監視等を AI システムに代替させることによって、業務の省人化・効率化を実現することが期待されている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- 「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の報告書（令和 7 年 3 月 25 日）を踏まえ、セルフ給油取扱所において、給油作業等の監視等を代替する AI システムを一定の条件下（注）で導入可能とする。

（注）AI システムが使用条件を満たした上で正常に作動しており、かつ、火気その他安全上の支障がない場合等

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- 現状、セルフ給油取扱所においては、顧客の給油作業等の監視等について、固定式の制御卓に配置された係員又はタブレット端末等の可搬式の制御機器を持った係員が行っているところ、AI システムに給油作業等の監視等を代替させることで、セルフ給油取扱所の業務の省人化・効率化が見込まれる。なお、事後評価の際には、AI システムの導入状況や、業務の省人化・効率化の状況等を把握した上で検証を行う。
- さらに、実証実験の結果、AI システム導入後も顧客の給油作業等に係る安全を確保できる運用体制が可能であることを確認している。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- AI システムが使用条件を逸脱した場合や、安全上の支障を及ぼすおそれがある場合には、給油作業等の監視等は係員に引き継がれることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

- 新たに AI システムをセルフ給油取扱所に設置する場合、市町村長等が当該設置に係る変更許可や完成検査を実施する必要があるが、その費用については、当該許可及び検査に係る作業を消防吏員 1 人で 1 時間かけ

て行うと仮定し計算すると、

$$1,991 \text{ 円/時間 (※)} \times 1 \text{ 時間} = \text{約 } 1,991 \text{ 円/件} \text{ と推計される。}$$

(※) 消防署の担当者の平均基本給月額は、総務省「令和6年 地方公務員給与の実態」の「第2 統計表」「第5表 職種別職員の平均給与額」「1 (1) 全地方公共団体」の「消防職」の給料月額より 308,642 円である。時給は、 $308,642 \text{ 円/月} \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間}) \approx 1,991 \text{ 円/時間}$ と計算される。

- また、AI システムを設置したセルフ給油取扱所で火災が発生した場合の被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告の内容を精査することにより確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

- 意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- 一定の条件下において、係員による給油作業等の監視等を AI システムが代替することができるについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（令和6年7月1日、令和6年12月9日、令和7年3月5日）

<関連する会合の議事録の公表>

- https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-158.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。